

本講義資料のご利用にあたって

本講義資料内には、東京大学が第三者より許諾を得て利用している画像等や、各種ライセンスによって提供されている画像等が含まれています。個々の画像等の利用については、それぞれの権利者の定めるところに従ってください。

著作権が東京大学の教員等に帰属する著作物については、非営利かつ教育的な目的に限り複製および再配布することができます。

ご利用にあたっては、以下のクレジットを明記してください。

クレジット：

The University of Tokyo 学術フロンティア講義 2024 中島隆博



人間復興と精神復興

東京大学東アジア藝文書院
2024年度S Semester 学術フロンティア講義/高度教養特殊講義 (東アジア教養学)
「30年後の世界へ——ポスト2050を希望に変える」

2024年6月14日(金)

中島隆博(東京大学)

概要

関東大震災の後、多くの復興事業が手がけられた。その一つに、伊東忠太が関わった湯島聖堂の復興がある。1935年にその再建が完成し、儒道大会が開かれた。これは一方できわめて政治的な国際会議であったが、他方で近代における儒教とは何かをあらためて考えさせるものであった。本発表では、帝都復興の傍ら、儒教を通してどのような人間復興が構想されていたかを考えてみたい。それは儒教が中国大陆においても復興しつつある今日において、東アジアにおける人間概念の再構築をわたしたちに迫るものでもある。

1 人間復興

研究の理念を「人間の復興」とする。人間復興とは、災害復興の主体を「都市=空間の再建」「全体の復興」から、「被災者の再生」「個の復興」に置き換えるパラダイム・シフトを意味する。

「人間復興」を最初に提唱したのは、大正デモクラシーの旗手にして福祉国家論の先駆者である経済学者の**福田徳三**(1874-1930)である。関東大震災の折、後藤新平の「帝都復興の儀」に異議を「私は復興事業の第一は、人間の復興でなければならぬと主張する。人間の復興とは大災によって破壊せられた生存の機会の復興を意味する」と主張。さらに、「今日の人間は、生存するために生活し、営業し、労働せねばならぬ。すなわち生存機会の復興は、生活・営業・及び労働機会(これを総称して営生という)の復興を意味する。道路や建物は、この営生の機会を維持し、擁護する道具立てに過ぎない。それらを復興しても本体たり実質たる営生の機会が復興せられなければ何にもならないのである」と断じた。

研究所は、この精神を受け継ぎ、2009年に災害復興基本法試案を発表し、自己決定権に基づく幸福追求こそ災害復興の第一歩だとして、復興法体系の整備を目指している。

(関西学院大学災害復興制度研究所「研究所について」、<https://www.kwansei.ac.jp/fukkou/overview/index.html>)

福田徳三『復興経済の原理及若干問題』（1924年）

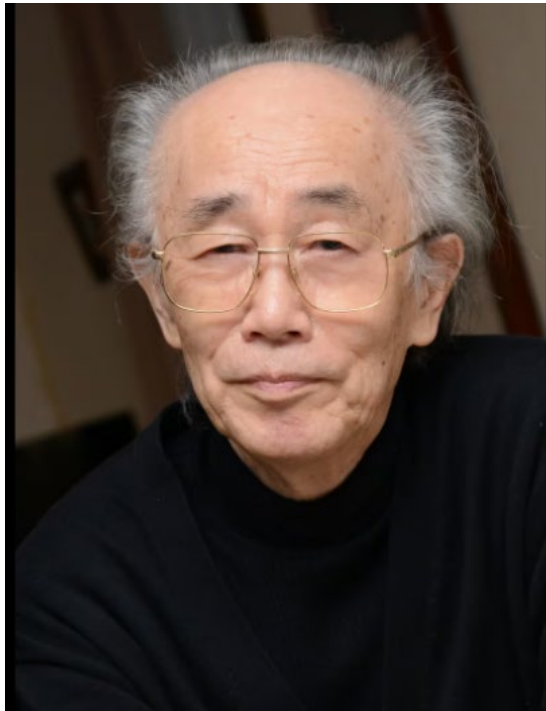


私は復興事業の第一は、人間の復興でなければならぬと主張する。人間の復興とは大災によって破壊せられた生存の機会の復興を意味する。今日の人間は、生存する為めに、生活し営業し労働せねばならぬ。即ち生存機会の復興は、生活、営業及労働機会——此を総称して營生の機会エルヴェルプス・ゲレーゲンハイトという——の復興を意味する。道路や建物は、この營生の機会を維持し擁護する道具立てに過ぎない。それらを復興しても、本体たり実質たる營生の機会が復興せられなければ何にもならないのである。（福田徳三『復興経済の原理及若干問題』133頁 関西学院大学出版会 2012年）

「序の二」

本書中、私が主張した若干の問題、殊に、生存権、生活本拠権の擁護としての住宅立法と、営生機会の確保としての失業防止の対案とに就いて、恰も本書校了間際に於いて、私の主張の一部が容れられた二つの重要な事項が決定せられたことを、私は大いなる喜びと以て茲に記録して置きたいと思うのである。二の重要な決定とは、〔一九二四年〕一昨五月三十日帝国経済会議総会に於いて可決せられた住宅問題に関する立法改正の件と、〔一九二四年〕昨五月三十一日中央職業紹介委員会に於いて可決せられた職業紹介事業改善案との両者である。(同、5頁)

阪神・淡路大震災(1995年)、東日本大震災(2011年)



表面的に見ると、町が美しくなるなど、ある程度の回復はあるでしょう。しかし、町は無機質な、ただ耐震性ばかりが強化されたマッチ箱のような家や高層ビルが並ぶだけで、本当に大切な路地などが消えました。わたしなどには、もはや「呼吸する町」ではなくなってしまいました。

阪神大震災の復興は、肝心の「人間復興」において大いなる悔いを残しました。こういうやり方のどこが、今回の震災復興に生かせるのか、不思議でなりません。(内橋克人「内橋克人が警告「放射能が招くスロー・デス」 いまの社会・政治・権力構造では復興できない」、『週刊朝日』、2011年5月27日)

画像：NHKクローズアップ現代

<https://www.nhk.jp/p/gendai/ts/R7Y6NGLJ6G/blog/bl/pkEldmVQ6R/bp/pPLoJBZn8D/>

2 精神復興

ビアード博士 は入京匆匆(そうそう)帝都の復興と市民の楽天的活動の要を説いているが物質復興に伴う精神復興しかも衣食住三つの上に識者の杞憂は期せずして集まって居る。即ち市社会教育課は「此際(このさい)真の精神復興の上に努めねばならぬ」との本領の為に先頃種々熟議を凝らして居るが愈(いよいよ)近くそうした世界に名あり力ある**教育者宗教家**其他の人達を集めて一つの**機関を設置**し夫が調査と研究を基礎として最も合理的な施設を行うことに意見一致し着々計画を進めて居る。(「次は精神復興 世界の名士を集めて一つの機関を作る 手初めにいろいろの催し」、『東京朝日新聞』夕刊、1923年10月11日)

物的復興と新興との努力及び論議は立派に行われているようだが、精神的方面の陣営が手薄のようだ。復興院の一事業として**社会教育会**とでも云うものを設立したらどうか。(「精神復興」、『東京朝日新聞』朝刊、1923年10月30日)

その要は帝都復興の大方針の中に精神的復興を第一とせられんことを当局に要望し尚国家百年の立場より義務教育を延長すること及び**教育者**は復興の大詔を体して専心奮励を期するといふにある。（「『精神復興が第一』府連合教育会の決議 義務教育延長の主張など提案は復興問題ばかり」、『東京朝日新聞』朝刊、1923年1月25日）

満六年間の艱難苦闘をもって、漸くのことで帝都の復興事業が、あら方完成の域に近づいたと報ぜられのはうれしいが、申すまでもなくこれは単に物質的一側面だけの事である。希有の天災の絶大なる破壊力の下に、**市民の精神生活**もまた不幸なる傷害を受けて居たことは、却て歳月の経過につれて、始めて少しずつ感じられてくるのであるが、それはまだ今日の問題の外である。（「精神復興の前駆として」、『東京朝日新聞』朝刊、1929年9月1日）

3 儒道大会

さて、儒道大会であるが、当時の情勢をよく反映した国際的な儒教に関する会議であった。それは、満州や台湾・朝鮮といった日本の傀儡国家や植民地だけでなく、中国大陸からも、蒋介石が1934年に新生活運動を唱えて儒教道徳を重視したために、儒者や孔家・顔家の子孫が参集することが可能になった大規模な国際会議であった。国家レベルの大会となったために、積奠もまた斯文会主催ではなく、文部大臣が主催する神儒習合の「国祭」に格上げされていた。その二週間ほど前の4月13日には、当時の満州帝国皇帝溥儀が来日し、湯島聖堂に参拝している。つまり、儒道大会は、満州の「国際的」認知と、そこでの儒教に基づく「王道」イデオロギーの宣揚という政治的な意図を明らかに負わされていたのである。そのために、儒道大会に帰結する当時の日本の中国研究に鋭く対立した武田泰淳は、溥儀の訪日にかからんで目黒署に勾留されたほどであった。

斯文会の副会長、そして日満文化協会理事でもあった、 服部宇之吉(元東京帝国大学教授)

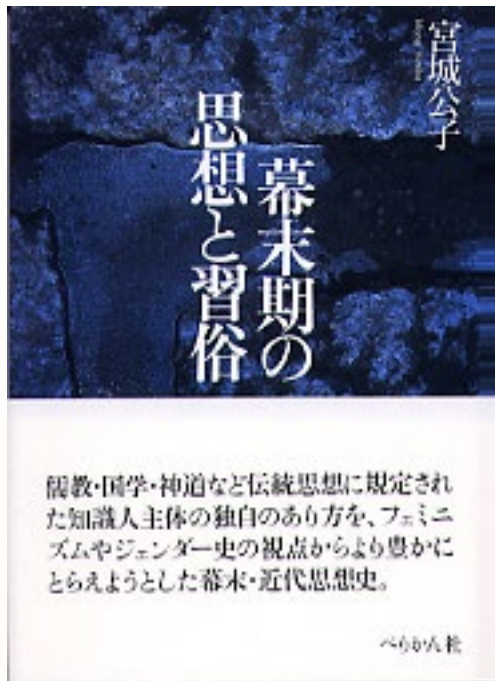


客又問うて曰く、儒道大会は何故今年開催せるかと。答えて曰く、湯島聖堂の復興を機とせるに因る。旧聖堂は寛政年間の改築に係かりしものなるが、大正十二年大震火災の際炎上せり。帝都の復興は精神的復興の之が本たるものなるべからず。徳川時代三百年の間文教の中心たりし聖堂の復興を図るは最も有意義なる事と為す。(服部宇之吉「儒道大会に就て」、福島甲子三編『湯島聖堂復興記念 儒道大会誌』、292頁、斯文会、1936年)

4 江戸の儒教

江戸における儒教は一部の知識層を除いてはなかなか社会に浸透しなかった。なぜなら儒教を問題にすれば、正名論や名分論といった切り口から、どうしても権力の正統性について触れざるをえないために、徳川幕府としても儒教を正面切って擁護することはできなかったからである。林羅山が上野忍岡に私塾を建てて(1632年)から、しばらくは林家が積奠を行っていた。湯島に聖堂を建てて、林家の私塾と廟殿を移したのは、綱吉によるものであったが(1690年)、その後は、火災によってしばしば消失し、再建もままならない状況であった。その役割が根本的に見直されたのは、寛政の改革における寛政異学の禁によってであり、1797年に林家の私塾を改め、幕府直轄の昌平坂学問所(昌平黌)としたのである。

寛政異学の禁の影響は大きく、これによって役人登用試験を朱子学に限定するだけでなく、武士以外の階級から有能な人材を登用する道を開いたのである。



宮城公子『幕末期の思想と習俗』
ペリカン社（2005）

幕末期、寛政異学の禁を契機に幕府の聖堂の充実と機を一にし、諸藩藩校が増設され、そこで「学問吟味」の制の採用による下級武士登用の道が開かれると、全国的に一種の儒学の学習熱が生まれた。これは豪農商層の庶民にも波及し、士籍への憧憬を秘めて儒学が学ばれ、**儒学が大衆化する**。つまり下級武士や庶民が旧幕下にあつて学問をするとは儒学を学ぶことであり、家格身分にかかわらぬ自立のためのただ一つの隘路だったといえる。したがって儒学は彼等にとって自由に選択された思想ではなく、一つの歴史的必然をもって学ばれたものであり、それだけ無自覚な枠組み(パラダイム)になりやすかった。

しかも彼等がやがて直面することとなる明治政府は、一方では通俗化された儒学を国民教化の手段として利用しつつも、文明開化を標榜してヨーロッパ型近代化を志向する。こうした明治政府の下で、彼等は儒学を学んだ知識人として、日本近代の様々な問題性を一身にひきうける宿命にあつた。こうした宿命に生きるとき、彼等の旧時代の遺産は明治政府に拮抗する一つの拠点を与えたことは間違いない。(宮城公子『幕末期の思想と習俗』24頁、ペリカン社、2005年)

5 日本の近代儒教と国体

世界大戦争の裡に醗酵されたる東洋研究熱は、大戦争と共に世界各地に発して、東洋研究の遂行となりました。東洋文化といえは其の根幹たるものは支那文化及其の我国に輸入せられて固有の民族精神と同化したるものを言うことは申すまでもありません。而して該文化は儒道を根幹とすることも亦改めて言うまでもないことでもあります。儒道は夙に我国に伝来し、我惟神の大道と融解し、日本精神の根柢を培養し、列聖の鴻謨(こうぼ)を翼賛し、大化の革新、建武中興及明治維新王政復古の三大事業に参与し、夫々寄与するところが少くなかった。現在に於て儒道に関してみると或は稍々異なる向きもあるかも知れませんが、我国に於ける此の歴史を思い、世界の将来を慮るとき、儒道を中心として、各国の人士が一堂に会し、儒道に関し腹蔵なき意見を交換することは、政治経済等の問題を超越し、世界平和の為に裨益する所が少ないと信じます。(服部宇之吉「閉会の辞」、『儒道大会誌』、68頁、斯文会、1936年)

ところが、江戸期の儒教は、寛政の改革以前に流行した、伊藤仁斎の古義学や荻生徂徠の古文辞学といった反朱子学であれ、寛政の改革以後の朱子学であれ、決して「我惟神の大道と融解」することはなかった。当然のことながら、神道は仏教とともに神仏習合をなしていたからである。神道が仏教から切り離されたのは、神仏分離令(1868年)や神道を国教とし天皇に神格を与える大教宣布詔(1870年)以降のことであり、あくまでも江戸以降になってからであった。

もう一つ重要なことは、江戸期の末に儒教が社会に広がっていたとはいえ、それが社会の隅々にまで広がったのは明治になってからであり、明治政府の教育政策によってであった。



具体的には、明治天皇による「教学聖旨」(1879年)の下賜に始まる。これは天皇の侍補であり、「天皇親政運動」の中心にいた元田永孚(もとだながざね)が書き、内務卿の伊藤博文と当時文部卿を兼任していた寺島宗則に宛てられてものである。その内容は、ヨーロッパ的な個人主義や実学主義を推し進めてきた「学制」(1872年)に反して、再び伝統的な儒教道徳を顕彰するというものであった。「教学聖旨」の総論である「教学大旨」には次のようにある。

元田永孚

国立国会図書館「近代日本人の肖像」

<https://www.ndl.go.jp/portrait/datas/202/>

教学の要は仁義忠孝を明らかにして知識や才芸を究め、人の人たる道を完(まっとう)することであって、これこそわが祖先からの訓であり国典であるのに、近時は知識才芸ばかりを尚(たっ)んで、品行を破ったり風俗を傷つけたりするなど物の本末を誤っている者が少なくない。そのような有様では昔からの悪い習を捨てて、広く知識を世界に求めて西洋の長所を取り、また国勢を振興するのに益があるかもしれないが、一方では仁義忠孝の道をあとまわしにするようでは、やがては君臣父子の大義をわきまえなくなるのではないかと将来が危うく思われる。これはわが国の教学の本意ではない。それゆえ今後は祖宗の訓典によって仁義忠孝の道を明らかにし、道德の方面では孔子を範として人々はまず誠実品行を尚ぶよう心掛けなくてはならない。そうした上で各々の才器に従って各学科を究め、道德と才芸という本と末とを共に備えるようにして、大中至正の教学を天下に広めるならば、わが国独自のものとして、世界に恥じることはないであろう。(国民精神文化研究所『教育勅語 渙発関係資料集』第一巻、3頁、昭和13年)

その結果、儒教道徳に基づく修身教育が重視されるようになってゆく。「教育聖旨」の後、「教育令」が改正され、1880年の「改正教育令」においては、修身が教化の筆頭に措かれた。また、元田の手によって『幼学綱要』が策定され、1882年には、『幼学綱要』が全国の学校に配布されるに至った。

そして、元田と伊藤そして井上の儒教主義における接近と妥協は、儒教教育の浸透と、教育勅語(1890年)の発布に帰結したのである。

ここまで見てくると、服部が依拠していた「儒道」が日本の近代儒教であることがわかるだろう。たとえそれが日本の歴史を参照していたとしても、あくまでも近代の産物なのである。そして、服部が主張していた「精神的復興」の「精神」というのは、神道と融合した日本の近代儒教が作り上げたもの、すなわち「国体」であることが明らかになるのである。

6 精神復興と人間

塩谷温

唯日本の日本でもなく、東洋の日本でもありませぬ。今や実に世界に於ける日本であります。されば忠良なる帝国の臣民たる者は、この聖旨を奉戴して昭和の御政治を世界に徹底せしめ、以て世界の平和を擁護することに努力しなければなりません。(塩谷温「孔夫子の道と世界の平和」、『儒道大会誌』、214～215頁、1926年)

小柳司氣太

寧ろ学校は或点から考えると、所謂**危険思想赤化運動の養成所**と云うように見られて居る。皆さんも御承知の通り、今は余程下火になりましたけれども、随分危険思想、赤化運動は学校の教育から生じて居る。文部省はそれが為に随分困って、精神文化研究所と云うものを立てました、けれども中々青年の心に蝕む所の悪思想は、容易に抜けることが出来ないような状況になって居る。一体学校は何の為に建てるかと云えば、無論立派な健全な国民、**国家の忠良なる人民を養成する為に建てる**のであって、教育の目的はそれに外ならず、又学問の目的もそうであると私は思う。能く学問の目的は真理を研究するにあり、などと云うことを申しますけれども、**抑と真理なるものは国家あつての真理**であつて、国もなく、家もなく、家族もなくしては、真理も何もあつたものではない、然るにどうも現在の教育の結果は、往々そう云うことになって来て居る。(小柳司氣太「儒教の更生」、『儒道大会誌』133～134頁、斯文会、1926年)

もう一人、中山久四郎(元東京文理科大学教授、東洋史)の儒教文化講演会での発言も見ておこう。それは孔子の「五大欠点」、すなわち青年ではなく成人に味方し、文弱であるから我が国風に合わない、政治思想に専制気分があり立憲政治に合わない、婦人女性への理解がない、実業を重んじず富を軽んずるといった欠点(中山久四郎「孔夫子の青年と武道と政治」、『儒道大会誌』、143～144頁)に対して、論駁するものであった。

論より証拠の事実より見れば孔子は青年少年を理解し、殊に之を尊敬する程に重んじて居る、文弱どころか大に武を重んじ、武勇の気の旺んなる方であり、政治に就いては専制気分は少しもない、民を愛し人を重んじる精神である、又婦人女性に対しても深く同情もし、又婦人の力も能く認めて居る、第五の実業に対しても実業の大切なることを注意し、富を十分に重んじて居る、清き富は之を許容しています。(同、144頁)

数ならぬ身を以て、此の春の儒道大会に、出席させて戴きました事は、本当に光栄で有ったと、存じて居ります。夫れに就けても染々と感じましたのは、孔子祭典式、並びに尚齒会〔敬老会〕の外は連日女は一人ぽっちで、心細かった事で御座ります。(弘田由己子「香雪漫筆」、『儒道大会誌』、354頁、斯文会、1926年)

弘田由己子は日本女子大学国文学部の第一回卒業生で、漢文学会(後の斯文会)に入会し、母校の附属高校で教諭を務め、1916年には澄宮崇仁親王御用係に任命された人物である。斯文会の大会には「女学生達が、三十人ばかりも、交って居られました」(同、355頁)とあるように、女性の参加もあったようであり、また儒道大会の招待者名簿には5名の「女流教育家」(「儒道大会開催に至る経過概要」、『儒道大会誌』、21頁)も掲載されており、まったく男性だけに閉じたものではなかった。しかし、実際の儒道大会には弘田のみが参加しているという状況だったのである。

7 今日の間復興

被災者は、毎日配給される弁当を食べることで生命体として生き続けたとしても、「人間として」生きたことにはならない。例えば、気仙沼市で水産加工業を営みすべての工場を津波に流された清水敏也さんは、地盤沈下等によって自社の再建が長引くなかで、従業員や社長仲間と共同で「気仙沼の種を植え、育てる」会社として「GANBARE」を設立する。「何もしないことほど人間にとってつらいことはない」という気持ちと、気仙沼で再生することに確かな価値と目標、**生きがい**を見出したことが、大きなエネルギー源であった。

その意味で、生命の危機からの脱出、再生過程における、被災者一人ひとりの「**人間性の復興**」や**その主体の協同・自治力を内発的に高める原動力**といえるものであり、「人間の復興」はこれによりはじめて十全なものとなる。(岡田知弘・自治体問題研究所編『震災復興と自治体——「人間の復興」へのみち』、2013年、37頁)

Human Co-becoming

ここで描かれているのは、他の人々と共同しながら事業を行う「生きがい」がどれだけ「人間性の復興」に資するかということである。人間のあり方自体が問い直されている今日、近代的な独立した個人としての人間ではなく、他の人々と共にある人間が考えられなければならない。わたしはそれを、Human Being(人間存在)からHuman Co-becoming(他者とともに人間的になりゆくもの)への移行として考えている。近代西洋的な人間観から、東アジアの伝統を再賦活化して考えられる人間のあり方である。具体的に言えば、所有権に代表されるように、自らの所有(自己の身体や理性そして生命の所有も含めて)を主張する主体としての人間ではなく、他者に関かれ、他者とともにより人間的に変容していく過程としての人間である。

そのような「人間復興」は、かつての「精神復興」と異なり、何らかのイデオロギーで人間を染め上げるのではなく、逆に、わたしたちがその中に嵌っている「社会的想像」を変容する機会を広げていくようなものだ。

関東大震災以後の歴史の陰翳から学ぶことがあるとすれば、近代西洋的な哲学的・経済的な体制から自由になった人間をあらためて構想し、その人間の復興に賭けることではないだろうか。

ご清聴ありがとうございました。